

2026年2月9日

(公財) 日本テニス協会
ジュニア大会専門部長 富岡 好平

2026年度以降のジュニア選手登録における所属先異動手続について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会のジュニア育成・強化事業並びに選手登録制度の運用にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年度より導入される新登録制度に関しまして、福岡県テニス協会、神奈川県テニス協会をはじめとする複数の加盟団体より、所属先の異動手続に関するお問い合わせをいただいております。特に、「選手自身による登録手続への変更に伴い、所属先や管轄都道府県の変更も選手自身が自由に行えるようになるのではないか」という誤解が生じている事例が見受けられます。つきましては、新制度下における所属先異動の運用ルールについて、下記の通り改めて通知いたします。各都道府県テニス協会におかれましては、内容をご確認の上、関係者への周知徹底をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 所属先および管轄都道府県の異動手続について

2026年度より、選手の新規登録および更新手続は選手自身がJTA プレーヤーゾーンを通じて行う形に変更されますが、所属団体および管轄都道府県の異動手続については、従来どおり各都道府県テニス協会への申請が必要です。選手自身がシステム（JTA プレーヤーゾーン）上で所属団体や管轄都道府県を変更することはできません。

2. 根拠規定（ジュニア選手登録基準）

本年9月に改正された「ジュニア選手登録基準」においても、所属変更の手続について以下の通り明確に定められております。

第8条 JTA ジュニア選手登録の内容変更

- ① JTA ジュニア選手登録情報のうち、所属団体及び管轄都道府県テニス協会以外の登録情報の変更を希望する者は、(中略) 選手自ら JTA 選手登録情報を変更することができる。
- ② 所属団体又は管轄都道府県テニス協会の変更は、選手自身が上記(イ)の JTA プレーヤーゾーンで行うことはできない。変更を希望する選手は、上記(ア)の方法(管轄都道府県テニス協会へ申請)により変更を行う。

3. 運用継続の理由

所属先および管轄都道府県の変更を選手自身が行える仕様とした場合、都道府県テニス協会への連絡無しに他県への異動や転入が行われる恐れがあります。その結果、各協会において管轄選手の正確な把握ができなくなり、所属選手のみが出場資格を持つ「都道府県予選大会」等の運営に多大な支障が生じることとなります。

こうした事態を防ぎ、適切な大会運営と選手管理を維持するため、所属変更については引き続き各都道府県テニス協会の承認・管理下にて手続きを行う体制を継続いたします。

4. 各都道府県テニス協会へのお願い

各協会におかれましては、ジュニア選手の所属先および管轄都道府県の異動手続は、従来どおり各都道府県テニス協会への申請によって行うものであることを、改めてご確認いただくとともに、選手・保護者・所属団体への周知をお願いいたします。

以上